

川口市資材の適正な屋外保管 に関する条例を施行します



資材置き場周辺などで、騒音や振動、交通上の問題などに起因するトラブルから市民の安全と生活環境を保全するため、「川口市資材の適正な屋外保管に関する条例」を令和7年10月1日から施行します。

どういう人が対象になるの？

屋外の一定の場所で、資材の保管（堆積、破碎、選別、積み替えなどの作業を含む）を行う個人や事業者が対象です。



資材とは

廃棄物、再生資源、建築用の材料や、これらに類するものをいいます。

POINT
1

許可申請が必要となる面積が変わります

令和7年9月30日まで

旧条例

申請対象 資材の保管を行う
土地の区域が500㎡以上

申請が
必要

500㎡
以上で

令和7年10月1日から

「川口市資材の適正な屋外保管に関する条例」

申請対象 資材の保管を行う
土地の区域が100㎡超え

申請が
必要

10m
100㎡
を超えると
10m

！100㎡以下は
申請不要

POINT
2

既に資材を屋外に保管している場合も届け出が必要です

令和7年9月30日以前から、100㎡を超える資材の保管を行う土地の区域で、
屋外保管を行っている個人や事業者も 令和8年3月31日までに 届け出が必要 です。



POINT
3

罰則が強化されます

許可を受ける必要があるにもかかわらず、無許可で 資材を屋外に保管した場合は 罰則の対象 となります。

令和7年9月30日まで

旧条例

罰 則 30万円以下の罰金

令和7年10月1日から

「川口市資材の適正な屋外保管に関する条例」

罰 則 1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

※罰則の適用は令和8年4月1日から

問い合わせ…開発審査課 ☎048-242-5319
FAX 048-285-2003

詳細は市ホームページを
ご確認ください。

